
本書の目的・構成

平成 22 年の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」制定後、埼玉県では、公共建築物の整備に携わる方々の木材利用への疑問や不安を解消する一つのツールとして、平成 25 年度に「木造公共建築物整備の手引」を作成しました。

この度、平成 28 年に埼玉県木造公共施設推進協議会が作成した「埼玉県木造公共施設ハンドブック」を踏まえて手引の改訂を行い、「埼玉県木造建築物整備ハンドブック」を発行しました。本書の制作には森林環境譲与税を用いており、市町村における木材利用促進を後押しする目的があります。

また、令和 3 年 6 月に法律が改正され、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」という名称が変わるとともに、木材利用促進の対象が公共建築物だけでなく民間建築物にも広がりました。

地球温暖化防止、SDGs などの時代の潮流から、木材の積極的な利用が求められる今、公共施設整備に携わる自治体職員の方々をはじめ、民間建築物の整備に際しても本書が活用されることを期待しています。

併せて、「埼玉県木造建築技術アドバイザー制度」(p. 14) をご活用いただくと、より良い課題解決につながると考えています。

本書では、まず「第 1 部 県産木材の特徴と現状」において、県産木材を積極的に利用して頂けるよう、埼玉県の森林・木材資源の概要や利用可能な県の支援制度、県内の森林・木材事業者の情報をまとめました。県西部を中心に、スギ、ヒノキを主とした森林資源があり、木造建築物の整備において、県産木材の利用が可能です。

「第 2 部 県産木材活用事例」では、西川地域の木材を用いて県外で C L T に架構した事例、秩父地域の木材を分離発注で供給した事例、県産木材を広域的に調達し活用した事例、という 3 つの特徴的な活用事例について、具体的な木材の仕様や調達経路、スケジュール、留意点も含めて紹介しています。

「第 3 部 木造建築物整備の手順と要点」では、Ⅰ．構想段階、Ⅱ．計画段階、Ⅲ．設計段階という建築物の一般的な整備の流れにおいて、検討や準備が必要になる代表的な項目や参考情報を記載しました。

「第 4 部 木造建築物に関する情報源リスト」では、関連法令や支援制度、統計や技術、木質製品等、木造建築物の計画や設計等の実務で使える情報源として、代表的なホームページのリンク集を掲載しました。

本書では全ての情報は網羅していませんが、木造建築物の整備において発注者や設計者等が理解しておくべき主要な項目を紹介しています。今後の社会的意義も踏まえ、木造建築物整備の一助になれば幸いです。